

静岡国際貿易経済協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「静岡国際貿易経済協議会」(以下、「本協議会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、静岡商工会議所内におく。

(目的・事業)

第3条 本協議会は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。

- (1) 国際経済交流、貿易問題及び内外市場の研究、調査
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 内外市場の見学、視察団の派遣及び受け入れ、交歓
- (4) 関係事業のための講演会、講習会、実務研修会及び懇談会の開催
- (5) その他、本協議会の目的達成に必要な事業

(会員の資格・入会等)

第4条 静岡市内に事業所を設けている企業は、本協議会に入会することができる。

ただし、静岡市以外に事業所を設けている企業であっても、役員会の過半数の賛成があれば、本協議会に入会することができる。

- 2 会員は、入会した企業の指名する者(以下、「構成員」という)をもってこれにあてる。
- 3 本協議会への入会は、入会申込書に会費を添えて事務局に申し込むものとし、役員会の承認を得るものとする。

第5条 構成員が協議会に欠席する場合は、代理人1名を指名し、出席させることができる。

(会 費)

第6条 本協議会の会費は、年額20,000円とする。

- 2 役員の総意により事業実施のため必要と認められたときは、特別会費を徴収することができる。
- 3 構成員以外の者が本協議会の諸事業に参加する場合は、臨時会費を徴収することができる。

(脱会・除名)

第7条 本協議会の脱会を希望する者は、退会希望届出書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

- 2 会員で本協議会の体面を傷つけ、またその目的遂行に反する行為を行った場合は、総会の決議をもって当該会員を除名することができる。

(役 員)

第8条 本協議会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 本協議会の役員は、構成員の互選により選出する。
 - 3 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
 - 4 会長は会を総理する。会長に事故ある場合は、副会長がその職務を代行する。
 - 5 役員は本協議会の事業を企画し、この推進に当たる。

(顧問・相談役)

- 第9条 本協議会に顧問・相談役を置くことができる。
- 2 顧問・相談役は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。
 - 3 顧問・相談役の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(協力団体・機関)

- 第10条 本協議会に次の協力団体・機関をおく。
- (1) 名古屋税関 清水税関支署
 - (2) 静岡県
 - (3) 静岡市
 - (4) 独立行政法人日本貿易振興機構 静岡貿易情報センター
 - (5) 独立行政法人国際協力機構 中部センター
 - (6) 公益社団法人静岡県国際経済振興会
 - (7) 静岡市国際交流協会
 - (8) その他関連する団体・機関

(会議)

- 第11条 会議は、総会と役員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもってあてる。なお、会長に事故あるとき、または欠損のときは、副会長が議長となる。
 - 3 会議は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
 - 4 会議の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

- 第12条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員の選任
 - (5) 事業報告及び収支決算の報告
 - (6) 事業計画及び収支予算の承認
 - (7) 役員会より提出された事項

- 第13条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。
- (1) 総会に提案すべき事項
 - (2) 会員加入の諾否
 - (3) 特別会費の徴収
 - (4) その他重要な事項

(事業年度)

- 第14条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(付則)

- 本規約は、平成22年6月15日から実施する。
- 改正 平成27年6月30日
改正 2019年6月21日